

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第201回国会】令和2年3月18日（水）、第5回の委員会が開かれました。

1 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

- ・加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・宮本徹君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
- ・平口洋君外3名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、小川淳也君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新）
（質疑者）藤田文武君（維新）、宮本徹君（共産）、阿部知子君（立国社）、尾辻かな子君（立国社）、岡本あき子君（立国社）、西村智奈美君（立国社）、岡本充功君（立国社）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤田文武君（維新）

- （1） COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア 中小企業を支援する経済産業省のセーフティネット保証制度5号の対象業種に高齢者介護、障害福祉サービス等が含まれるよう厚生労働省として働きかける必要性
 - イ セーフティネット保証制度5号の業種要件の撤廃及び売上減少の計算方法の見直しの必要性
 - ウ 社会保険料の支払いが困難な中小企業に対して日本年金機構が柔軟に対応する必要性
 - エ 「終息した状態」と判断される基準
 - オ 英国首相が採用すると表明した「集団免疫の獲得」戦略に対する評価
 - カ PCR検査実施の要否に係る判断基準に関する厚生労働省の見解
 - キ イベント自粛のガイドライン作成の有無
- （2） 兼業・副業の推進についての政府の姿勢及び労働市場全体の生産性向上との関係

宮本徹君（共産）

- （1） COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の流行を踏まえて雇用保険の財政収支の試算を見直す必要性
- （2） リーマン・ショック並みの給付増が続く場合に失業等給付の積立金が急減する可能性
- （3） 財政状況の悪化が見込まれる雇用保険の国庫負担引下げを中止する必要性
- （4） 雇用保険二事業の財政収支の見直しへの影響
- （5） リーマン・ショック時における雇用調整助成金の助成率の引上げ幅
- （6） 雇用調整助成金の助成率を少なくともリーマン・ショック時の助成率並みに引き上げる必要性
- （7） 厚生労働省に対する雇止めに係る相談件数の状況
- （8） 雇止めが生じないよう雇用調整助成金を拡充する必要性
- （9） 東京電力パワーグリッドの孫会社の請負契約者に対する救済命令事案関係
 - ア 労働基準法上の労働者と判断する機関及びその手順
 - イ 本事案の当事者が労働基準法上の労働者として認められる可能性
 - ウ 使用者側が労働者性について争う姿勢を見せた場合の対応
- （10） 継続雇用や再雇用の拒否をめぐる労働相談に係る厚生労働省の把握状況
- （11） 日本税理士国民年金基金における雇止め事案関係

- ア 60歳時点での雇止めが高年齢者雇用安定法に違反する可能性
 - イ 特定の者のみを再雇用しないことについての妥当性
 - ウ 同基金を引き継いだ全国国民年金基金に対し厚生労働省が高年齢者雇用安定法の趣旨を徹底させる必要性
- (12) 高年齢者就業確保措置が努力義務にとどまっていることにより雇用・就業の際に不当な差別が生ずる可能性

阿部知子君（立国社）

- (1) 雇用労働者と比較したフリーランスの出産・育児に係る社会保障給付関係
- ア フリーランスへの給付及び母性の保護が不十分との指摘に対する厚生労働大臣の認識
 - イ 出産後1年間における雇用労働者とフリーランスの給付額の格差
 - ウ フリーランス協会が2018年に提出した要望書の内容
 - エ 雇用労働者とフリーランスの給付額の格差を調査する必要性
 - オ 国民健康保険の被保険者である20～44歳の女性の数
 - カ 国民健康保険においても出産手当金を給付するよう制度を改善する必要性
- (2) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき労働現場の環境改善に取り組む必要性
- (3) 労災保険の特別加入制度関係
- ア 加入者の男女比
 - イ 性別の加入者数を把握する必要性
- (4) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
- ア 日本の感染者に占める死亡者の割合が高い要因
 - イ PCR検査の絞り込みが重症化を招いている可能性
 - ウ 地方衛生研究所の法的根拠並びに感染症法及び新型インフルエンザ特別措置法における位置付け

尾辻かな子君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルスのPCR検査関係
- ア 保険適用されたPCR検査の件数
 - イ 全体のPCR検査件数のうち保険適用された件数の割合
 - ウ 現状の保険適用件数に対する厚生労働省の評価
 - エ 保険適用されるPCR検査が行政検査であることの確認
 - オ 非行政検査としてのPCR検査の有無
 - カ 民間医療機関等とのPCR検査の委託契約件数
 - キ 陽性患者を診察した医師が濃厚接触者に該当しないとして検査が受けられない状況に対する厚生労働大臣の見解
 - ク 濃厚接触者でない医師が診察を行うことの可否
- (2) 高年齢者就業確保措置としての創業支援等措置の新設関係
- ア 労働者の過半数代表者等の同意の取得方法
 - イ 運用計画で示された業務内容が実際と異なる場合の都道府県労働局の対応方針

岡本あき子君（立国社）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
- ア いわゆるせきエチケットを周知させる必要性

- イ 政府の広報がマスク未着用をマナー違反と誤解させる懸念
 - ウ 「37.5℃以上の発熱が4日以上続くこと」が医療機関への受診条件でないことの確認
 - エ 「国民の皆様へのメッセージ」に受診に関する誤解を招く表現があるとの指摘に対する厚生労働省の見解
- (2) 65歳までの雇用確保措置関係
- ア 令和元年「高齢者の雇用状況」集計結果における継続雇用されなかった者の状況及びその違法性の有無
 - イ 継続雇用されなかった者に対する事業主による再就職援助の有無
 - ウ 65歳までの継続雇用制度に設けられている経過措置を前倒して終了する必要性
- (3) 70歳までの就業確保措置関係
- ア 本措置が年金の支給開始年齢引上げを見据えたものではないことの確認
 - イ 雇用期間が延びても生涯賃金は変わらないおそれ
- (4) 国立感染症研究所が研究職の職員を低賃金で募集していることに対する厚生労働大臣の所感
- (5) 保健所、地方衛生研究所及び国立感染症研究所の人員体制を充実させる必要性

西村智奈美君（立国社）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
- ア 学童保育の時間延長による収入増に伴い指導員に社会保険料負担が新たに生ずる問題についての厚生労働大臣の認識
 - イ 一時的な収入増により被扶養者認定を取り消さないことの確認
- (2) 70歳までの就業確保措置関係
- ア 高齢者等職業安定対策基本方針に定める事項を「就業の機会の増大の目標に関する事項」とした理由
 - イ 同基本方針における「雇用の機会の増大の目標に関する事項」についての定めの有無
 - ウ 創業支援等措置の新設により労働法制の及ばない働き方を推進する意向の有無
- (3) 雇用保険の国庫負担の時的引下げ措置の継続関係
- ア 前回の法改正時における衆参の厚生労働委員会の附帯決議に反して本措置を継続する理由
 - イ 国庫負担に関する暫定措置を廃止し本則に戻すための安定財源の確保についての厚生労働大臣の認識
 - ウ 暫定措置の廃止時期を明確にする必要性
- (4) 複数事業主に雇用される労働者への雇用保険の適用関係
- ア 適用対象を65歳以上に限定した理由
 - イ 適用対象として見込まれる人数
 - ウ 今後の適用対象者の拡大についての厚生労働大臣の見解
- (5) 年齢に応じた労災認定基準の在り方を検討する必要性

岡本充功君（立国社）

- (1) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）に係る雇用調整助成金の特例措置において生産指標要件を満たすものとして扱うことと雇用保険法の趣旨との矛盾
- (2) 70歳までの就業確保措置関係
- ア 本措置の「定年の引上げ」及び「定年の定め廃止」における定年には65歳未満の定年は含まれないことの確認
 - イ 63歳定年制の企業が本措置として採りうるものは継続雇用制度となることの確認
 - ウ 年齢以外の退職事由を設ける際の指針の策定の有無

- エ 定年廃止と継続雇用制度の導入は両立しないことの確認
- オ 創業支援等措置関係
 - a 「委託契約その他の契約」の詳細
 - b 高年齢者以外で委託契約等の主体となる者
 - c 社会貢献事業に係る業務に従事できる制度の対象者を高年齢者個人に限り法人を認めない理由
- (3) 複数就業者に係る労災保険給付関係
 - ア 給付基礎日額の合算における自動変更対象額（最低保障額）の適用の考え方
 - イ 労災で休業中に非災害発生事業場で解雇される懸念及びこれを防ぐ方策
- (4) 雇用保険の失業等給付に係る積立金残高の見通し関係
 - ア 経済情勢の悪化により積立金残高が減少し給付に影響を及ぼす場合に年度途中に法改正なしで行うことができる措置の具体的内容
 - イ 弾力条項により保険料率を引き上げた場合の積立金残高の増額
 - ウ 保険料率を引き上げても積立金が不足している場合に行うことができる措置の具体的内容
- (5) COVID-19（新型コロナウイルス感染症）への対応関係
 - ア クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号からの下船に当たってはPCR検査をする旨の予算委員会における厚生労働大臣の答弁が事実と異なることの確認
 - イ ピーク時の医療需要の目安とするための患者数の計算式の詳細
 - ウ 患者数の大幅増加に備えて医療機関で必要となる取組を周知させる必要性